

## 第3回広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会

日時 平成26年3月25日(火)

午後7時～9時

場所 広島市役所9階第1会議室

### 次 第

- 1 開会
- 2 議題
  - (1) 活動支援体制・各機関の役割の整理について
  - (2) その他
- 3 閉会

### 配付資料

- |       |   |
|-------|---|
| 資料1   | 第2回広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会における意見等         |
| 資料2-1 | 将来の市民後見人の候補者の増加に向けた当面の取組の方向性(案)         |
| 資料2-2 | 当面の取組の方向性【第一段階】(案)                      |
| 資料2-3 | 当面の取組の方向性【第二段階】(案)                      |
| 資料2-4 | 当面の取組(案)における関係機関の役割                     |
| 参考資料1 | 大阪市の取組を参考にした市民後見人の育成・支援のイメージ            |
| 参考資料2 | 大阪市の取組を参考にした市民後見人の育成・支援のイメージにおける関係機関の役割 |
| 参考資料3 | 大阪市における市民後見人の養成と支援                      |

## 第2回広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会における意見等

(※意見の内容は、懇談会における発言を高齢福祉課の責任においてまとめたもの。)

【市民後見人の養成にあたって社協の「かけはし」・「こうけん」を活用することについて】

- 市民後見人の養成プロセスの中で、社会福祉協議会のシステムや生活支援員の研修を活用することは、有効であると考えられる。  
その過程では、社会福祉協議会の役割を発展させていくことも必要と考える。
  - 生活支援員は区社会福祉協議会の推薦によるものであり、地域に根差した細かな支援、誠実な対応ができています。その意味では市民後見人が目指す役割にかなったものである。しかしながら、生活支援員の活動は、福祉サービス利用援助専門員（プロパー職員）にも支えられており、活動を進めていくためには、支援体制の充実が必要である。
  - 社会福祉協議会の支援員として実績を積んで、将来独り立ちするという仕組みはよく考えていると思う。
  - 「かけはし」から「こうけん」に移行するにあたって市長申立の要件を外すことについては、現段階では社会福祉協議会に成年後見のノウハウの蓄積が十分でなく、体制も整っていないため難しい。
  - 生活支援員を区社会福祉協議会のボランティアとして活かすという考え方もある。
- 【市民後見人の養成に向けて取り組むべきことについて】
- 後見支援員を育成することが目的ではない。どのような人が市民後見人候補となるのかなど、何を目指すのかを形にする必要がある。
  - 短期的には、市民後見人の養成に向けて、市社会福祉協議会の組織を活用しようとするのは理解できる。しかしながら、長期的な視点で、広く市民後見人が活躍できるスキームを考えていくべきである。
  - 後見支援員は、三士会のサポートを得て次のステップに進むことで、市民後見人としての一歩が踏み出せるのではないか。

- かけはし事業の生活支援員が後見支援員となつて成年後見を支援する方式は、継続的な支援のために編み出された方法であるが、その対象は高齢者である。知的障害者・精神障害者のように、最初から後見人を必要としている人にどのように対応していくのかを考える必要がある。  
そういう意味では、かけはしの生活支援員を経ずに市民後見人となるプロセスもあった方が良いのではないか。

- 市民に何件も持たせることはできない。1人1件が妥当な線である。養成修了者は必ずダダついてくるで、それをフォローし、保持する仕組みが必要である。

#### 【活動支援体制・各機関の役割の整理】

##### ＜市・社会福祉協議会＞

- 市が社会福祉協議会が核になった体制をつくらなければ、裁判所は市民後見人を選任しないと考えられる。
- 活動支援体制の継続性を担保するには、行政が責任を担う必要がある。

- 社会福祉協議会任せではうまくいかない。人や金を含め、市の盤石なバックアップが不可欠である。

##### ＜三士会＞

- 市の関与があれば、マンツーマンで個別のアドバイスを行うなどの協力体制も考え得る。
- 三士会が一つの団体として協力することはありえないが、講習における講師の派遣、専門的な個別事案の相談を受けるなど、組織対組織としての支援なら可能である。

## 将来の市民後見人の候補者の増加に向けた当面の取組の方向性 (案)

## 第一段階

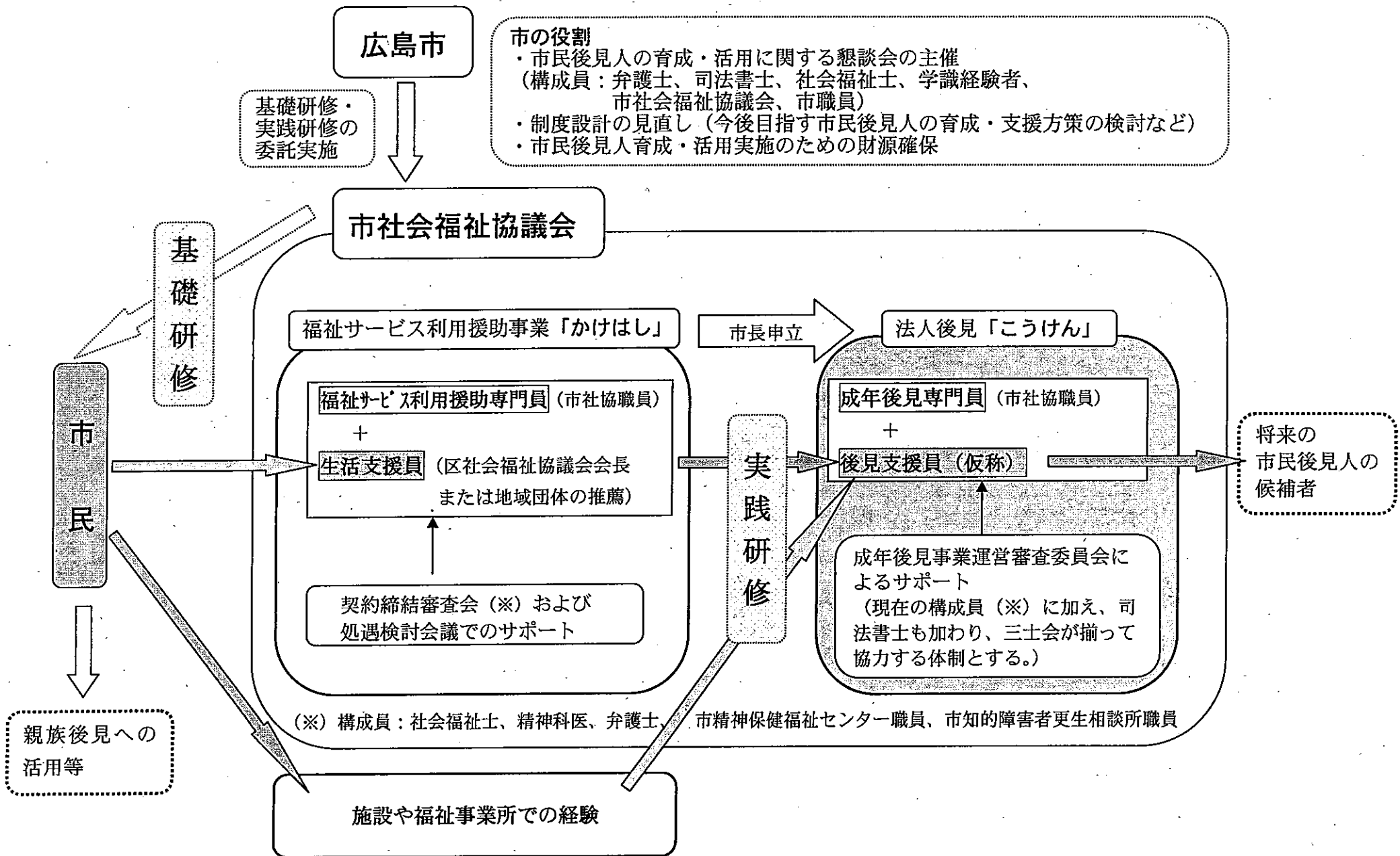
- 市民を対象に、基礎的な成年後見制度等に関する研修を実施する。研修修了者のうち、希望者には、対象者の意向や地域の実情等を踏まえて、市社会福祉協議会の生活支援員を担っていただくこととしてはどうか。
- 生活支援員を対象に、実践的な成年後見制度等に関する研修を実施する。研修修了者のうち、希望者には、対象者の意向や地域の実情等を踏まえて、後見支援員(仮称)として市社会福祉協議会が行う法人後見の支援を行っていただくこととしてはどうか。
  - \* 後見支援員(仮称)が将来の市民後見人の候補者となる。
- 「こうけん」の組織体制を強化し、将来の市民後見人の候補者を増やす観点から、後見支援員(仮称)は生活支援員の経験者に限定しないこととしてはどうか。

## 第二段階

- 現在「こうけん」を利用するためには、「かけはし」の利用者であること」等が要件となっているため、最初から「こうけん」を利用することはできない。結果として「こうけん」の利用者数が少なくなり、成年後見制度の実務経験を積むことのできる後見支援員(仮称)の数も少なくなる。

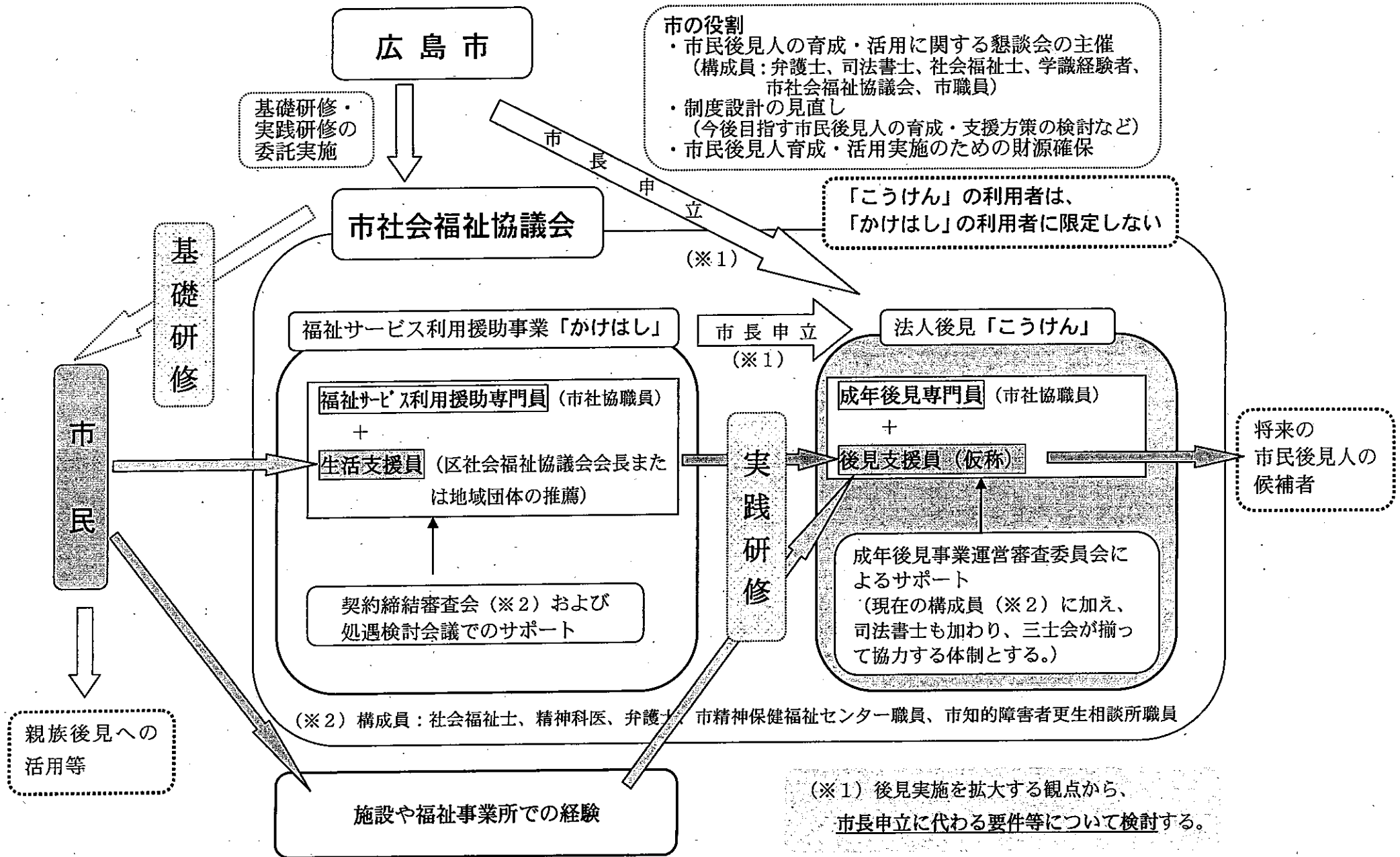
今後は、成年後見専門員を含めた「こうけん」の組織体制を強化した上で、「かけはし」の利用者であること」という要件を外すなど、成年後見制度を必要とする方の増加に対応できる環境の整備を目指し、併せて、成年後見制度の実務経験を積むことのできる後見支援員(仮称)の数の増加につなげてはどうか。
  - また、大阪市では、市民後見人が担う事案に関して、
    - ・多額の財産管理や負債がなく、不動産等の処分を伴わない
    - ・コミュニケーション・対人援助等に専門的な技術を必要としない
    - ・虐待や権利侵害など、急迫した事情を有しない
    - ・親族等との係争がない
    - ・地域からの後見活動が可能であるといった要件を定めており、広島市のように市長申立事案に限定していない。
- 広島市でも、後見実施を拡大する観点から、第二段階における実施状況を検証しつつ、市長申立に代わる要件や組織体制のあり方について検討し、併せて、成年後見制度の実務経験を積むことのできる後見支援員(仮称)の数の増加につなげてはどうか。(参考 広島市における市長申立件数(平成24年度)：30件)

### 当面の取組の方向性【第一段階】(案)



4

### 当面の取組の方向性【第二段階】(案)

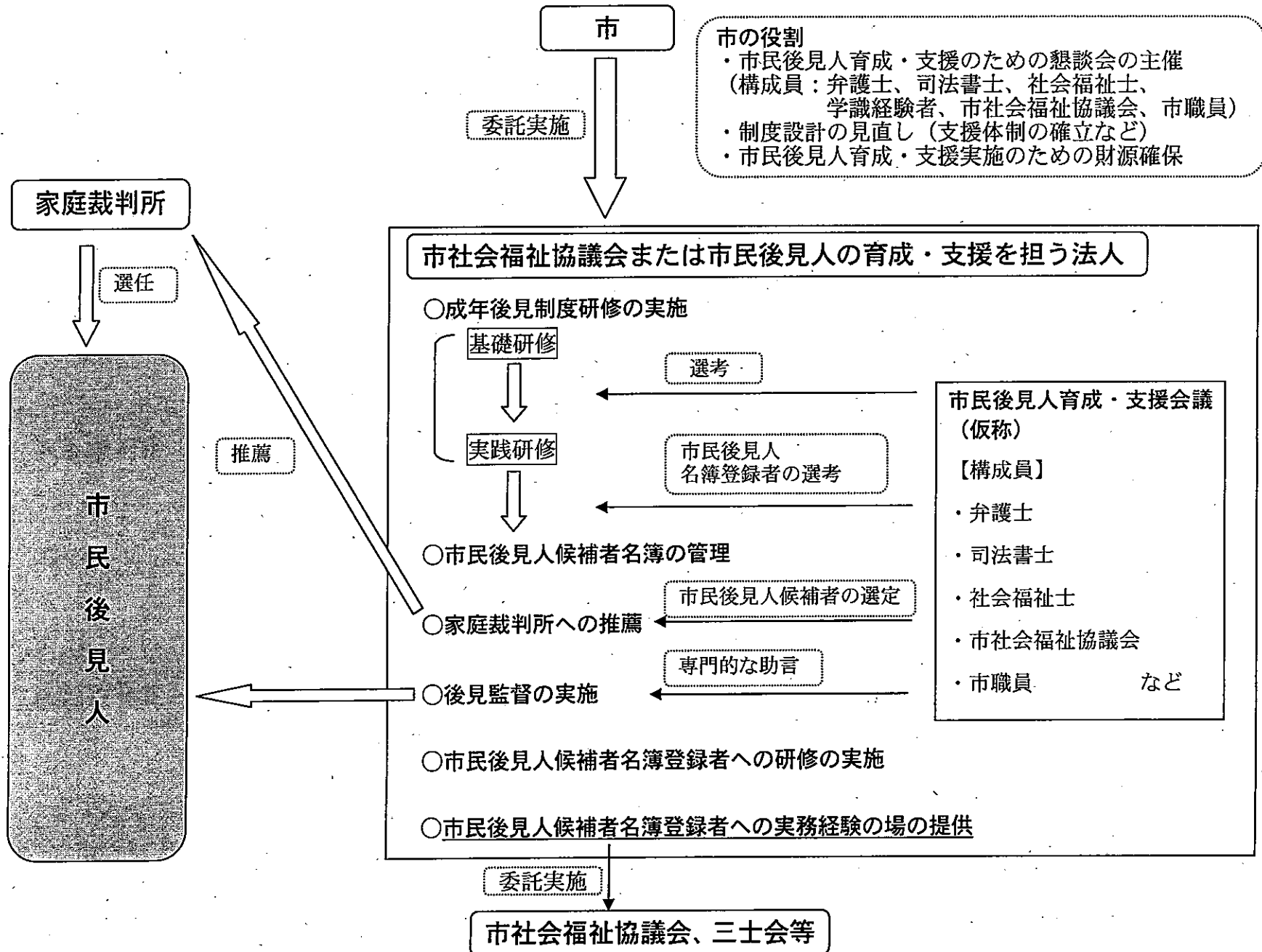


5

## 当面の取組（案）における関係機関の役割

関係機関	役割
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基礎研修、実践研修の実施（受託）</li> <li>○市民後見人の育成・活用に関する懇談会に参画</li> <li>○成年後見事業運営審査委員会の主催</li> <li>○将来の市民後見人候補者への実務経験の場の提供</li> </ul>
三士会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基礎研修、実践研修への講師派遣</li> <li>○市民後見人の育成・活用に関する懇談会に参画</li> <li>○成年後見事業運営審査委員会に参画</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基礎研修、実践研修の実施（委託）</li> <li>○市民後見人の育成・活用に関する懇談会の主催 （構成員：弁護士、司法書士、社会福祉士、学識経験者、 市社会福祉協議会、市職員）</li> <li>○制度設計の見直し （今後目指す市民後見人の育成・支援方策の検討など）</li> <li>○市民後見人育成・活用実施のための財源確保</li> </ul>

# 大阪市の取組を参考にした市民後見人の育成・支援のイメージ



7



## 大阪市の取組を参考にした市民後見人の育成・支援のイメージ における関係機関の役割

関係機関	役割
<p>市社会福祉協議会または 市民後見人の育成・支援 を担う法人</p>	<p>○市民後見人の育成・支援事業の実施（受託） 【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度研修の実施</li> <li>・市民後見人候補者名簿の管理</li> <li>・家庭裁判所への推薦</li> <li>・後見監督の実施</li> <li>・市民後見人候補者名簿登録者への研修の実施</li> <li>・市民後見人候補者名簿登録者への実務経験の場の提供</li> <li>・市民後見人育成・支援会議（仮称）の主催</li> </ul>
<p>三士会等</p>	<p>○市民後見人育成・支援のための懇談会に参画 ○市民後見人育成・支援会議（仮称）に参画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実践研修受講者の選考</li> <li>・市民後見人名簿登録者の選考</li> <li>・市民後見人候補者の選定</li> <li>・専門的な助言</li> </ul> <p>・市民後見人候補者名簿登録者への実務経験の場の提供（受託）</p>
<p>市社会福祉協議会</p>	<p>○市民後見人育成・支援のための懇談会に参画 ○市民後見人育成・支援会議（仮称）に参画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実践研修受講者の選考</li> <li>・市民後見人名簿登録者の選考</li> <li>・市民後見人候補者の選定</li> <li>・専門的な助言</li> </ul> <p>・市民後見人候補者名簿登録者への実務経験の場の提供（受託）</p>
<p>市</p>	<p>○市民後見人の育成・支援事業の実施（委託） ○市民後見人育成・支援のための懇談会の主催 （構成員：弁護士、司法書士、社会福祉士、学識経験者、 市社会福祉協議会、市職員 など） ○市民後見人育成・支援会議（仮称）に参画 ○制度設計の見直し（支援体制の確立など） ○市民後見人育成・支援実施のための財源確保</p>

平成 25 年 4 月 1 日

## 大阪市成年後見支援センター事業（権利擁護相談支援サポートセンター事業）について

### 1. センター概要

大阪市は認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方の生活や財産を守り、支援する「成年後見制度」の利用促進を図るため、成年後見制度の利用を専門的に支援する「大阪市成年後見支援センター」（以下「センター」という。）を、西成区にある「大阪市社会福祉研修・情報センター」内に平成 19 年 6 月 26 日に開設した。

センターは「大阪市成年後見支援センター事業」を大阪市から大阪市社会福祉協議会が受託して運営してきた。

センターでは、成年後見制度による支援を必要とする方が的確に制度を利用できるように広報・啓発や相談・申立支援を行うとともに、地域福祉の視点から、親族以外で後見業務を行う第三者後見人の新たな担い手として「市民後見人」を養成し、適切に活動できるように支援している。

平成 20 年 1 月 5 日には、「大阪市成年後見支援センター事業」における最初の市民後見人が家庭裁判所から選任され、平成 25 年 3 月 31 日までに、72 件の事業に市民後見人が選任され、センターが後見活動に対して継続的に支援を実施している。

平成 24 年度より権利擁護相談等の専門相談の活用による相談支援機関の後方支援の事業が加わり、「権利擁護相談支援サポートセンター事業」として拡充し実施している。

成年後見支援センター事業の実施に際しては、後見活動を担っている専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）の協力を得て専門的に対応し、家庭裁判所等から信頼を得られるしくみづくりに努め、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、取り組んでいる。

### (1) 概要

- ・ 設置主体：大阪市
- ・ 委託先：社会福祉法人大阪市社会福祉協議会
- ・ 場 所：大阪市社会福祉研修・情報センター 3 階（西成区出城 2-5-20）
- ・ 開設日時：月曜～土曜 9：00～17：00  
日曜、祝日、年末年始は休み
- ・ 電話番号：06-4392-8282
- ・ FAX 番号：06-4392-8900

### (2) 平成 24 年度予算

収入（委託料）	54,826,000円	（大阪市）
支出（人件費）	36,423,000円	
		（常勤職員 6 名）
（物件費）	15,792,000円	
（消費税）	2,611,000円	

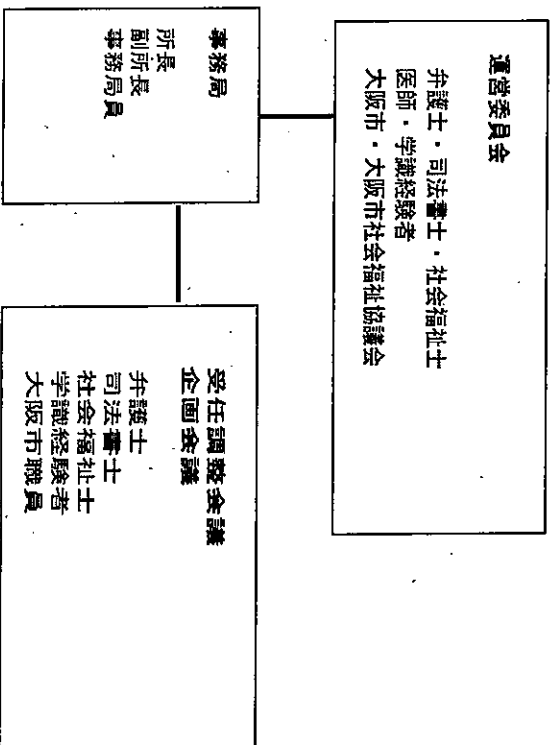
## 2. 運営体制

- (1) 運営委員会  
(弁護士・司法書士・社会福祉士・医師・学識経験者・大阪市・大阪市社会福祉協議会)
- (2) 事務局体制  
所長 (大阪市社会福祉協議会福祉部権利擁護課長兼務)  
事務局員 同権利擁護課副主幹・課員・常勤嘱託職員
- (3) 企画会議・受任調整会議  
(弁護士・司法書士・社会福祉士・学識経験者・大阪市・大阪市成年後見支援センター)

\*専門職の関わりについて

センター事業において専門的な支援が的確に行えるよう、後見業務を担っている専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士)に、専門職相談への対応、企画会議・受任調整会議への参画、市民後見人の活動支援等、継続的に事業に関わっていただき、専門的観点からの支援、助言を受けている。

図1 センター運営体制



### 3. センターの機能と事業内容

#### 【センターの機能】

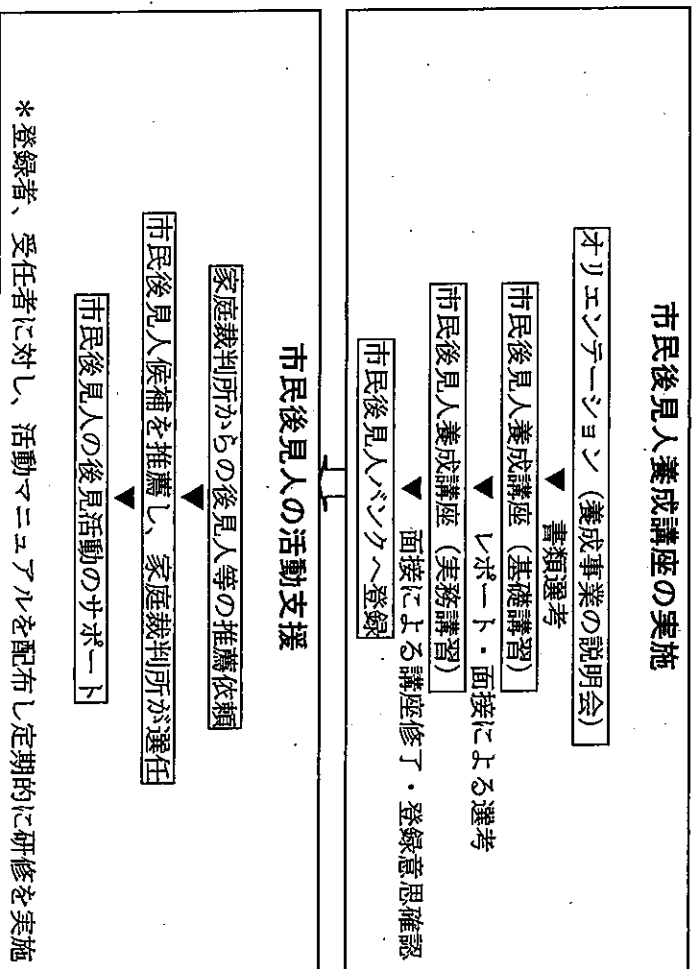
(1) 成年後見制度に関する広報・啓発並びに相談

成年後見制度のより一層の利用促進を図るため広報・啓発や相談を行う。制度の利用が必要な場合については制度を適切に利用できるよう手続きの説明や助言等により申立支援を行う。相談員による相談と後見業務に経験のある弁護士、司法書士、社会福祉士による専門相談を実施する。

(2) 「市民後見人」の養成・活動支援

親族以外で後見業務を担う第三者後見人の新たな担い手として、地域福祉の観点から、身近な「市民」という立場で後見活動を行う「市民後見人」の養成のため、「市民後見人養成講座」を実施。また、養成講座修了者を登録する「市民後見人バンク」を設置・運営し、家庭裁判所からの依頼に基づき受任調整や活動支援を行うなど、養成した市民後見人が適切に活動できるように総合的なサポートを行う。

図2 市民後見人の養成と受任まで



(3) 地域の相談支援機関への権利擁護にかかわる後方支援

権利擁護相談等の専門相談を活用して、地域の障がい者、高齢者の相談支援機関、事業所等への後方支援を行う。

(4) 成年後見制度、権利擁護にかかわる機関・団体等との連携

成年後見制度や権利擁護、地域福祉に関する他の事業との連携に努め、必要に応じて関係機関等と調整を行う。

【事業内容】

(1) 大阪市成年後見支援センターの設置・運営

① 成年後見制度に関する相談、申立支援 (10ページ資料参照)

成年後見制度のより一層の利用促進を図るため、弁護士、司法書士、社会福祉士による専門相談を含めた相談を実施し申立等の支援を実施した。相談件数は1,205件(内、専門職相談は182件)である。相談内容は、成年後見制度全般について説明を要するものが49.3%、申立手続き支援が18.7%、後見人等の対応に関するものが7.0%、任意後見に関するものが6.1%となっている。

② 成年後見制度に関する広報・啓発 (11～13ページ資料参照)

成年後見制度、市民後見人についての広報・啓発活動として、10月に成年後見制度や市民後見人に関するシンポジウムを開催した。今年度は地域により密着して開催し地域への理解を広げたいくため、大阪市、大阪府、大阪府社会福祉協議会、東成区社会福祉協議会の共催により、1部講演「市民後見推進事業をめぐる全国の動向と大阪市市民後見人への期待」と2部パネルディスカッション「市民後見人による後見活動の意義と実際」を実施した。その他、「成年後見支援センターリーフレット」を増刷し配付するとともに、センター事務局や専門職、市民後見人によって成年後見制度、市民後見人に関する広報活動を行った。

③ 市民後見人の養成 (14～17ページ資料参照)

市民後見人の養成については、平成23年度に実施された第6期市民後見人養成講座(基礎講習)受講者から選考された45人が、実務講習(5月～9月)を受講した。実務講習は9日間、45時間、24科目におよび、別途施設実習を4日間行った。

市民後見人養成講座受講者数等の推移

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
年度	H18～19年度	H19～20年度	H20～21年度	H21～22年度	H22～23年度	H23～24年度
オリエンテーション参加者	550	182	171	185	173	159
基礎講習受講者	114	88	84	81	79	68
実務講習受講者	50	45	46	49	46	45
実務講習修了者	45	42	43	44	42	41
市民後見人バンク登録者	44	40	36	41	40	39

④ 「市民後見人バンク」の設置・運営 (18ページ資料参照)

第6期市民後見人養成講座(実務講習)修了者(41人)の中から39人が市民後見人バンクに登録し、第1期、2期、3期、4期、5期の登録者と併せて194人となった。登録者に対しては、継続的な研修によりその資質の向上を図っている。平成24年度の登録者研修会は9回実施した。内容は「大阪市の障がい者施策について」や「税務申告制度」など後見人としての活動で直面する課題、また実際の市民後見人の受任事例に基づいた「事例報告・検討会」など、受任時の活動を想定したものである。今年度は、研修委員会の企画により、地域や施設に出向いてのグループ別研修を行った。

※市民後見人バンク登録者は家庭裁判所から推薦依頼を受けた法定後見の後見人等の候補者となるが、任意後見契約は対象としない。

⑤ 受任調整

市民後見人が担う事案の特徴

- 財産管理 多額の財産管理や負債がなく、不動産等の処分を伴わない事案
- 身上監護 コミュニケーション・対人援助等に専門的な技術を必要としない事案
- その他 虐待や権利侵害など、急迫した事情を有しない。親族等との係争がない。地域からの後見活動が可能な事案
- 申立人 制限を設けない
- 居所 制限は設けない

平成24年度は22回の受任調整・企画会議を実施した。家庭裁判所からの推薦依頼件数は13件、受任調整件数は17件、推薦件数は11件、推薦取り消し・辞退数は4件であった。その結果、平成24年度の家庭裁判所からの市民後見人の選任件数は11件、確定件数は10件となった。

事業実施の初年度にあたる平成19年度から平成24年度末までに選任(確定)された件数は累計で72件となり、地域福祉・権利擁護の担い手としての市民後見人の活動が定着してきている。

⑥ 市民後見人の後見活動への支援 (19～20ページ資料参照)

家庭裁判所に選任された市民後見人への支援件数は1,449件であった。電話・メールによる支援が1,032件、来所による支援が302件、訪問による支援が4件であった。専門職による相談回数はそのうち124件(来所)である。支援内容の内訳で多いものは「家庭裁判所への手続・報告」20.5%、「終了・辞任に関すること」17.1%、「選任までの支援」12.1%、「医療に関すること」11.0%、「福祉・介護サービスに関すること」10.1%、「住居に関すること」6.6%となっている。

受任者の研修会は登録者研修会として9回実施したが、受任者のみを対象とした受任者懇談会は別途5回実施し、市民後見人活動の交流、グループワークなどを実施した。

(2) 地域の相談支援機関への権利擁護にかかわる後方支援 (21～23ページ参照)

障がい者、高齢者の相談支援機関、事業所等からの専門職による専門相談は、権利擁護相談106件、法律相談56件、認知症医療相談54件、計216件で、相談員(職員)による後方支援件数は677件であり、専門相談を活用して権利擁護にかかわる後方支援を行った。

専門相談の要支援者の種別は、認知症の方が51.9%、精神障がい者が13.0%、知的障がい者が11.6%で高齢者の方が、75%を締める。

専門相談の依頼者の割合は、44.4%が地域包括支援センター、16.2%が介護保険事業所、13.0%が区社協(あんしんさぼーと事業)、7.9%が区障がい者相談支援センターとなっている。

権利擁護相談の相談内容の内訳は、成年後見制度に関わるものが42.5%と高く、続いて財産管理に関わるものが16.0%、金融・消費契約が11.3%、今後の生活設計10.3%と続いている。法律相談は、金銭貸借に関わるものが、33.9%と一番多い。

認知症医療の相談の対象者は80歳以上が46%と一番多いが、65歳以下の方も4%いる。居住形態は、独居が41%、高齢者世帯が24%、同居が24%である。相談目的は、支援者は認知症かどうか知りたい、症状への対応、病気への理解、受診へのつなぎ方を知りたいが多く、家族は症状への対応、介護方法を知りたい、病気への理解を深めたいが多かった。対応(重複)は、病気に対する指導が44件、介護指導が25件、各種サービス調整が21件と多かった。

(3) 成年後見制度、権利擁護にかかわる機関・団体等との連携 (24ページ参照)

市民後見人の養成・支援について協議するため、大阪家庭裁判所との懇談会を10月に実施した。

地域包括支援センターや区障がい者相談支援センターの相談員を対象として「相談員のための成年後見申立て支援研修会」を11月に実施し71名が参加した。身近な地域の相談機関による情報提供や、申立て支援の相談ができるように努めている。

市民後見人活動の支援のあり方や専門相談の方法、専門職との連携を協議するために、大阪弁護士会、リーガルサポート大阪支部、大阪社会福祉士会が推薦しセンターが業務を委託している専門相談員と「専門相談検討会」を7月、12月、2月に実施し、相談事例に即して市民後見人活動の支援方法について検討を行った。それらの検討を基に行っていくために「市民後見人活動支援のための手引き」を作成した。

また、地域の相談支援機関への権利擁護にかかわる後方支援において、高齢者相談支援サポート事業との連携を図り、40件のケースにおいて連携を行った。



経過

平成17年度～18年度  
大阪市が「大阪市後見の支援研究会」において、成年後見制度を有効的に活用するしくみづくりを検討(平成18年2月～19年3月)

平成18年度  
大阪市が「後見人等養成事業」として、養成講座を実施(研修・情報センターに委託)  
(11月 オリエンテーション、1月～2月 基礎講習)

平成19年度  
「大阪市成年後見支援センター事業」を大阪市社会福祉協議会に委託  
6月26日  
大阪市成年後見支援センター開設 相談事業開始  
7月～9月  
第1期市民後見人養成講座実務講習  
10月6日  
第1期市民後見人養成講座修了者登録(44人)  
1月5日  
第1号「市民後見人」選任(審判確定)  
1月～2月  
第2期市民後見人養成講座基礎講習  
(平成19年度 市民後見人選任確定 1件)

平成20年度  
5月～9月  
第2期市民後見人養成講座実務講習  
10月14日  
第2期市民後見人養成講座修了者登録(40人)  
1月～2月  
第3期市民後見人養成講座基礎講習  
(平成21年3月31日現在 市民後見人選任確定 累計23件)

平成21年度  
5月～9月  
第3期市民後見人養成講座実務講習  
10月17日  
第3期市民後見人養成講座修了者登録(36人)  
1月～2月  
第4期市民後見人養成講座基礎講習  
(平成22年3月31日現在 市民後見人選任確定 累計34件)

平成22年度  
 5月～9月 第4期市民後見人養成講座実務講習  
 10月16日 第4期市民後見人養成講座修了者登録(41人)  
 1月～2月 第5期市民後見人養成講座基礎講習

(平成23年3月31日現在 市民後見人選任確定 累計50件)

平成23年度  
 5月～9月 第5期市民後見人養成講座実務講習  
 10月22日 第5期市民後見人養成講座修了者登録(40人)  
 1月～3月 第6期市民後見人養成講座基礎講習

平成24年度  
 5月～9月 第6期市民後見人養成講座修了者登録(39人)

(平成25年3月31日現在 市民後見人バンク登録者194人、市民後見人選任確定累計72件)

参考

大阪市人口 2,677,375人 高齢化率：23.5% (大阪市推計人口：平成24年10月1日)  
 認知症高齢者数：57,521人 (介護保険要介護認定における認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上の人数：平成24年11月末現在)  
 知的障害者数：20,552人 手帳交付者数(平成25年3月31日現在)  
 精神障害者数：23,396人 手帳交付者数(平成25年3月31日現在)

大阪市 市長申立て件数の推移

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
申立件数	49	56	66	126	144	140	226	254

大阪家庭裁判所管内 成年後見関係事件申立件数

	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
申立件数	1,500	1,737	1,620	1,869	1,937	2,156	2,526	2,796